

○東京藝術大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則

〔昭和50年9月18日
制 定〕

改正	平成元年1月26日	平成4年5月21日
	平成4年7月9日	平成5年2月18日
	平成8年3月4日	平成11年4月15日
	平成13年3月26日	平成15年2月17日
	平成16年4月1日	平成16年6月24日
	平成17年4月1日	平成25年10月24日
	平成27年3月26日	平成29年1月19日
	令和2年3月26日	令和6年3月21日
	令和7年4月25日	

(趣旨)

第1条 本学に入学する者(科目等履修生、委託生及び研究生として入学する者を除く。)に対する入学料の免除(以下「免除」という。)及び徴収猶予の取扱いについては、法令その他別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(免除対象者)

第2条 入学料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 多子世帯(学士課程)に属する者であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (4) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 学部に入学者のうち独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付型奨学金制度における認定を受けない者及び別科生には、前項第1号および第3号の規定は適用しない。

(東京藝術大学音楽学部SSP(Special Soloist Program)の入学料免除)

第3条 東京藝術大学音楽学部SSP(Special Soloist Program)の入学を許可された者に対しては、入学料を免除するものとする。

2 前項の入学料の免除については、別に定める。

(申請手続)

第4条 免除を受けようとする者は、本学の指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、学長に提出するものとする。

- (1) 入学料免除申請書
- (2) その他本学が必要と認める書類

(選考機関及び許可)

第5条 入学料の免除は、当該学部又は研究科の学生生活委員会(以下「学部等学生生活委員会」という。)及び学生支援室(以下「支援室」という。)の意見を参考として、学長が許可する。

2 前項の規定にかかわらず、学部に入学者のうち、機構の給付型奨学金制度

における認定を受けた者の入学料免除については、学部等学生生活委員会の意見を省略できるものとする。

(免除の額)

第6条 免除の額は、原則として入学料の全額、2/3、半額又は1/3とする。

(徴収の猶予)

第7条 入学料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は大学等に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の徴収猶予の申請は、第4条の手続きに準じるものとする。

3 第1項の徴収猶予の許可は、第5条の手続きに準じるものとする。

4 第1項第1号及び第2号の納付が困難であることの認定は、第4条及び第5条に準じる。

5 第1項の徴収猶予の期間は、前期入学者にあつては当該入学年度の9月末日まで、後期入学者にあつては当該入学年度の2月末日までとする。

6 免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

7 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除の許可をした者に係る入学料は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して30日以内に、所定の入学料を納付しなければならない。

(免除又は徴収猶予の取消)

第8条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者は、その理由が消滅したとき、速やかに届け出なければならない。

2 前項の届出があつたとき及び願出の書類に虚偽若しくは不正の事実が判明したときは、当該学部等学生生活委員会及び支援室の意見を参考として、学長がその許可を取り消すものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年9月18日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年1月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年5月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年7月9日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年3月4日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。